

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年1月15日（火）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
----	---------	----	---------

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

な し

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

上下水道部長	三島 由起博 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	上下水道総務課主幹	瀧聞 宏 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
上下水道総務課業務G長	桐原 隆志 君	上下水道総務課政策G主任主事	佐々木 宏大 君
農林水産部長	實徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
農政畜産課主幹	中吉 康昭 君	農政畜産課主幹	久米村 博文 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	農政畜産課農政第2G長	宮原 博和 君
農政畜産課農政第2G主査	近藤 宇男 君	農政畜産課農政第2G主任主事	甫立 尚輝 君
農業委員会事務局長	池田 康一郎 君	農業委員会事務局主幹	秋窪 貴洋 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

霧島市新水道ビジョン（経営戦略）改定について

霧島市工業用水道事業の今後の方針と経営戦略の改定について

霧島農業振興地域整備計画について

農業経営基盤強化促進法に係る地域計画について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず、霧島市水道ビジョン（経営戦略）改定について及び霧島市工業用水道事業の今後の方針と経営戦略の改定について執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

本日は、産業建設常任委員会所管事務調査にあたり、霧島市新水道ビジョン（経営戦略）の改定について及び霧島市工業用水道事業の今後の方針と経営戦略の改定について説明します。本件は、昨年9月の所管事務調査に引き続いて改めて審査いただくものです。前回の審査では、委員長報告において以下の3点について意見、要望をいただきました。1点目は、質疑への回答にまとまりが欠けていた点です。特に、料金改定にあたっては収入確保や支出削減策、今後の経営計画を含め十分な資料と全員が理解できる説明が必要であるとの意見がありました。2点目は、お客様センターの運営についてです。丸投げの委託とならないよう関係性の強化が求められるとの意見がありました。3点目は、市民負担の増加を伴う改定であることから、確かな根拠の提示、最大限の企業努力、有収率向上の具体策など、明確な計画の構築を要望するという内容でした。これらの意見等を踏まえ、本日は、霧島市新水道ビジョン（経営戦略）の改定に関して、水道事業の現況や課題、事業計画の検討状況、水道料金の試算などについて改めて説明します。また、工業用水道事業の今後の方針等につきましては、現状及び中長期的な見通しについて、情報共有したいと考えています。詳細については、担当が説明します。本件事務調査について、よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

本日の説明は概ね30分程度を予定しています。初めに水道事業について直面している現状や課題について説明をし、次に主要な事業である国分台明寺配水区関連事業の進捗状況とその他、今後の事業計画の検討状況について説明をいたします。続けてお客様センターとの連携状況や有収率向上の取組、水道料金会計の試算結果と将来の収支計画について説明いたします。その後に、工業用水道事業の現状等の共有と上下水道部で取り組む新たな収入確保、支出削減対策について説明をいたします。本日はスライドに沿って説明をいたしますのでぜひ画面を御覧ください。1ページ目は霧島市水道事業の現況についてでございます。大きく3点に分けて説明をいたします。1点目は有収率の低下です。令和5年度の漏水件数は544件に上り、有収率は令和2年度以降減少傾向にあります。下段のグラフは関連する指標でございます。水色の棒グラフは本市の推移、オレンジ色の折れ線グラフは給水人口が同規模の類似団体の推移、右上に全国平均の数値を示しております。左のグラフは法定耐用年数を超えた管路の割合を示す経年劣化率でございます。増加傾向の中あるいは元年度以降は類似団体を上回る水準で経年化が進行しています。中央のグラフはその年度に更新した

管路延長の割合を示す管路更新率です。令和２年度以降、類似団体を下回る水準の更新にとどまる状況にあります。右のグラフは配水量に対する有収水量の割合を示す有収率のグラフでございます。類似団体を２ポイント弱下回る水準で推移してまいりましたが令和５年度決算では前年度５.２ポイント下回りました。写真は管路の経年劣化による漏水の状況でございます。このような漏水が市内各所で生じているため適切な漏水対策を実施することにより、有収率の向上を図る必要がございます。２点目は頻発する大規模災害への対応です。東日本大震災や熊本地震能登半島地震などの災害を経験する中、日向灘地震にも直面をいたしました。このようななか国は全ての水道事業及び下水道事業に上下水道耐震化計画の策定を要請しており、耐震化は喫緊の課題であり、耐震化事業を加速していく必要がございます。３点目は昨今の急激な物価上昇です。人件費の上昇や資材費の高騰により工事設計額が上昇しているほか、動力費を初めとする経常経費も上昇しています。これら３点を踏まえライフラインとしての水の安定供給のため、経営戦略の見直しが必要であると考えています。２ページは、これら３点のほか、経営戦略を見直す要因の一つである現在取り組む国分台明寺配水区関連事業の進捗状況でございます。写真は（仮称）宇都良配水池の完成予想図です。今年度は工期を令和８年度までの３か年とする配水池の築造工事に着手いたしました。左の表は国分台明寺配水区関連事業の事業内容と工事費の見込みを示したものです。主な事業として令和７年度から実施する郡田清水地区基幹管路シールド工事が４か年で２０億９,０００万円。配水池場内配管配水管布設工事が２か年で６億円。令和８年度から実施する浄水地築造工事が３か年で４億８,７５０万円。ポンプ室築造工事が３か年で３億７,５００万円などを予定しています。これらの事業は令和１１年度の供用開始に向けて、令和８年度から令和９年度に事業費のピークを迎えます。なお人件費の上昇と資材費の高騰に伴い昨年９月に示した事業費と比べて１９億円以上増加する見込みであります。１９億円増加額の内訳は中央清水地区基幹管路シールド工事が５,３３４万５,０００円、郡田清水地区基幹管路シールド工事ほか令和７年度に実施する事業が９億７,０００万円。令和８年度以降の実施事業、具体的には左下の表の中で黄色で示した事業費について、人件費の上昇等による影響で８億９,８５２万３,０００円の増加、その他事業計画の再積算による増加が２,６９１万円、合計１９億４,８７７万８,０００円増加をしています。３ページ目は、国分台明寺配水区関連事業以外の今後の事業計画の検討内容です。国が示す長期的な視点に立った効率的かつ効果的な資産管理の手法であるアセットマネジメントの手法により五つのケースを検討いたしました。左側の表は各ケースとその検討結果をまとめたものです。ケースナンバー１とナンバー２は、更新年数をもとにした検討であり、ナンバー１は法定耐用年数で更新する場合、ナンバー２は更新基準年を定めて更新する場合です。いずれのケースも事業費が膨大となり、現実的な計画ではないものと判断をいたしました。なお、更新基準年とは水道事業者の更新実績を踏まえた実耐用年数に基づく更新基準年数のことでございます。また、ケースナンバー３からナンバー５は建設改良費の金額をもとにした検討であり、ナンバー３は建設改良費を年間約８.４億円とした場合です。管路の更新率や設備更新費用の積算の内訳は右側の表のとおりでございます。管路更新率は０.４％以上確保。設備更新費用は平成２９年度から令和４年度までの実

績の中央値としたものです。この場合、今後更新基準値を超過する資産が増大し、サービスレベルの維持が困難になると見込まれることから現実的な計画ではないと判断をいたしました。一つ飛ばしまして、ナンバー５は建設改良費を年間約 17 億円とした場合です。内訳は右表のとおりであり管路更新率は 1.0%以上、設備更新費用はナンバー３の 2.0 倍としたものです。この場合基準年を超過する資産の増大を抑制することができるものの、事業費の執行に当たり総合的に事業の増大に対応できない可能性があるかと判断いたしました。ナンバー４は建設改良費を年間約 13 億円とした場合です。内訳は右表のとおりであり管路更新率は 0.7%以上、設備更新費用はナンバー３の 1.5 倍としたものです。この場合は、更新基準年を超過する資産の割合が現状に比べて増加するものの、必要最小限のサービスレベルを維持できると考えられること。またナンバー５と比べて総合的に対応可能な水準であると考えられることから最も現実的な見通しであると判断をいたしました。以上の検討から、投資と財政のバランスに鑑みて、ナンバー４を本市における令和 7 年度から令和 16 年度までの計画といたしました。なお令和 10 年度までは国分台明寺配水区関連事業を並行して行うため、令和 7 年度から 10 年度までの間、総事業費の急激な増加を緩和するため、段階的に事業費を増加させる計画としています。右下はナンバー４を採用した場合の事業計画を積み上げて棒グラフで示したものです。緑色が水道事業、紫色が簡易水道事業の設備の更新費、水色が水道事業、赤色が簡易水道事業の管路の更新費用、黄色が国分台明寺配水区関連事業費の積み上げでございます。４ページはお客様センターとの相互連携です。本市水道事業は、ケイダブリューエス・ファノバ特定業務委託共同事業体と霧島市水道事業窓口業務等包括的委託契約を締結しています。委託期間は令和 6 年度から 10 年度までの 5 か年で現在 3 期目でございます。契約額は 1 年当たり 1 億 2,930 万 1,400 円です。現在 13 名体制で受付窓口業務、検針業務、開閉栓業務、調定更生業務、収納滞納整理業務、宿日直業務などに従事しています。連携の具体的な取組内容は、通常業務である毎日の業務日報の提出、月初の業務月報の提出、年 4 回の業務履行報告会議の開催、年 12 回の業務履行報告書の提出、また、就農滞納整理業務の令和 5 年度実績につきましては、督促状発送が 3 万 2,814 件、停水予告通知書発送が 6,854 件、定期停水件数が 1,539 件です。右上の写真はお客様センターの日頃の執務室内の様子でございます。また、通常業務のほか、昨年 8 月 8 日の日向灘地震の際には、発災直後からの電話対応のほか、給水車、給水袋 3,000 体の提供を受け翌 8 月 9 日からはともに給水活動に当たりました。右下はその際の給水活動支援の様子でございます。また日頃の連携を強化する中で本年度中にも報告書類の見直しと削減、窓口業務の時間延長開設期間の適正化など様々な業務改善を実施いたしました。下の表には令和 5 年度決算時点の未収額と収納率、一般会計の出納閉鎖と同日の令和 6 年 5 月 31 日時点の未収額と収納率を示しています。決算時点である令和 6 年 3 月 31 日現在では 3 月検針分の水道料金の全てが未収となることなどから、未収額は 2 億 1,880 万 3,577 円、収納率は 90.92%でございますが参考として一般会計の出納閉鎖と同日の令和 6 年 5 月 31 日時点の未収額は 1,836 万 2,658 円、収納率は 99.24%でございます。お客様センターは霧島市水道事業等を健全で安定的に経営するために欠かすことのできないパートナーです。今後も、緊密な連携を図

り業務の改革改善に努めてまいります。5 ページは有収率向上に向けた取組でございます。有収率とは配水池からの配水量に対する家庭や事業所などで使われた有収水量の割合を示すものです。分母である下側の年間総配水量は、漏水を含む配水池からの配水量であり、有収率を向上させるためにはこの年間総配水量を減らす必要があります。つまり、漏水防止対策が重要となります。有収率の向上による効果は、収益の直接的な増加にはつながりませんが費用の削減効果が期待されます。令和5年度決算をもとに有収率が1%向上した場合の試算では、動力費が152万6,000円、薬品費が9万1,000円、計161万7,000円の費用削減が見込まれます。本市のこれまでの取組は令和4年度の漏水調査業務委託では、牧園地区で延長2km、請負金額80万2,000円、毎時4.0tの漏水を発見し修繕をいたしました。福山地区で延長4km、請負金額30万8,000円、毎時2.7t、令和5年度は牧園地区で延長10km、請負金額60万5,000円、毎時5.0t、福山地区で延長5km、請負金額96万円、当該調査区間の漏水箇所がないことを確認をいたしました。また、他団体の取組を研究するため昨年11月に県内19市で最も有収率の高い鹿児島市への視察研修を実施し3名が参加しました。鹿児島市の取組として漏水防止計画に基づく計画的な漏水調査を年間約1億円かけて実施、水道管路更新計画に基づく計画的な管路更新を10年間で192億円をかけて実施、また過去20年間で149億円を投資して旧5町水道の有収率を76.8%から81.9%まで向上させるなど、積極的な投資による漏水防止対策を実施していることを学びました。本市の今後の取組方針として漏水調査の重点的な実施に取組ます。漏水調査を重点的に実施することにより、漏水多発区域を特定した上で、管路の補修や老朽管の計画的な更新を行います。事業計画の範囲内で、基幹管路や施設の耐震化と並行しながら、効果的な更新投資に努めてまいります。次期計画では全国平均値を目標に有収率の向上を図ります。6 ページは水道料金改定率の試算でございます。公益社団法人日本水道協会が発行する水道料金改定業務の手引きに基づき総括原価方式による算定を行いました。この方式は、適正な原価である営業費用に健全な運営を確保するために必要となる費用である資本費用を加えた総括原価が、料金収入と一致するように設定するものです。左上の図を御覧ください。総括原価は二つの費用で構成されています。営業費用は人件費、修繕費、減価償却費などの合計であり、このうち減価償却費が営業費用のおよそ半分を占めます。資本費用は支払い利息と資産維持費の合計であり、資産維持費は保有資産額の3%を標準としています。赤枠で囲んだ令和8年度から11年度までの4年間を対象とした総括原価の試算の結果の内訳は、営業費用が4年間で62億600万6,000円、資本費用が32億832万9,000円。合計94億1,433万5,000円。改定後の供給単価は1㎡当たり166.21円となり令和5年度決算に基づく改定前の供給単価133.39円と比較した改定率は24.6%となります。なお、昨年9月に示したものと比べ営業費用及び資本費用の見込額が増加しています。令和8年度から11年度までの算定期間における見込額の増加額内訳は、営業費用が1億4,181万8,000円増加、積算としましては動力費の増加が9,229万9,000円、他会計補助金の見直しによる増加が5,232万8,000円。人件費の見直しによる減少が280万9,000円。また、資本費用が1億3,807万9,000円増加いたしました。内訳は支払い利息の増加2,022万円。資産維持費の増加1億1,785万

9,000 円。このうち国分台明寺配水区関連事業費の見直しによる増加が 1 億 629 万 7,000 円です。令和 9 年度に料金改定した場合の改定率は 31.0%と試算いたしました。また 4 年ごとの見直しの試算では令和 8 年度改定後の令和 12 年度改定率、令和 9 年度に改定した後の令和 13 年度改定率は左下欄外の米印参考のと通りの試算結果となっております。早期に料金改定をすることで改定率を抑えながら借入れ額を抑制できることから、令和 8 年度と 12 年度に改定を行うこととして経営戦略における収支計画を策定しております。7 ページの表は、令和 8 年度と令和 12 年度に料金改定した場合の収支計画のうち、収益的収支の収支計画であり、水道水をつくり家庭や企業に送り届けるために必要な費用と水道料金収益などの財源を計画したものです。昨年 9 月に示した計画からの主な見直しは、他会計補助金の減、動力費の増、減価償却費の増、支払い利息の増です。8 ページの表は資本的支出の収支計画であり、水道施設を新たに建設したり整備改良するために必要な事業費と企業債の借入れ計画など財源を計画したものでございます。令和 11 年度まで行う企業債の借入れは交付税措置が有利な簡易水道事業の公営企業債や過疎債を優先的に活用いたします。また、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて国分台明寺配水区関連事業費のピークを迎えます。この時期に料金改定を行うことで企業債の借入れ額を抑制し、財政負担を軽減する計画でございます。なお企業債の借入れ額は計画期間中に保有資金が 5 億円を下回らないよう調整しております。以上が水道事業新水道ビジョン経営戦略の改定に関する説明でございます。続けて 9 ページは工業用水道事業の現状と中長期の見通しでございます。一つ目は前回の所管事務調査の振り返りです。概要から順に説明をいたします。工業用水道事業は、平成元年に供用開始しました。当初の計画給水能力は 1 日当たり 9,000 m³でしたが、現在は 900 m³に縮小し、令和 7 年 1 月現在 14 社 23 事業所に供給しています。供給開始から 35 年が経過し施設の更新に必要な財源の確保が課題であり、検討の上令和 10 年度に水道事業に統合する方針を決定いたしました。また、令和 6 年 5 月に経営戦略を改定しております。統合による効果として更新費用の縮減や事務の削減、一部の使用者の負担増を伴うものの収益の増加が見込まれます。使用者に対してはこれらのことについて説明会などを通じて丁寧に対応してまいりました。二つ目は中長期スケジュールについてでございます。令和 7 年から 8 年度に施設更新の基本計画を策定いたします。また令和 30 年度まで管路や設備の改修を実施いたします。三つ目に更新費用と財源計画でございます。総事業費の 17 億円のおおむね全額を起債し元利償還金の全てを一般会計から繰り入れる予定としており、年利 1.0%、30 年の元利均等償還でのシミュレーションはグラフのとおりであり、単年度のピークが 6,500 万円程度と見込んでおります。以上が工業用水道事業についての情報共有でございます。最後に 10 ページは上下水道部における新たな収入確保と支出削減対策です。上下水道部が所管する 3 事業の経営に関する概況については、水道事業では施設の更新や耐震化を進めるため料金改定を計画しています。工業用水道事業では更新費用の財源を一般会計から繰り入れることとしています。下水道事業では令和 9 年度に使用料を 1 m³当たり 150 円へ改定する計画ですが、それでも基準内の繰入れが必要と見込んでおります。このような状況の中で使用者や一般会計に漫然と頼るのではなく、経営基盤の強化を目指し実行可能な取組を進める

ために新たな収入確保及び支出削減対策への取組を取りまとめます。現在検討中の具体的な取組内容は新たな収入確保では広告主の募集、手数料の改定など、また支出削減対策では経常経費の削減、民間活力の活用などです。これらの取組を精査し実行可能な形で具体化してまいります。説明は以上であります。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

この最後の工業用水のところでちょっとお尋ねをします。令和10年度に水道事業に統合する方針を決定というふうにここに書いてありますけれども、これは10年度で市水道課するということはもう間違いなくここでできるんですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

工業用水道事業としての経理で運用しておりますけれども7年度と8年度で基本計画をしながら、9年度と9年度で事業の認可を上水道へ持っていくための委託を行います。その中で整った段階で令和10年度上水道事業として工業用水道事業を統合しますという形での経営上の変更を行う計画でございます。

○委員（下深迫孝二君）

これが今度市水道になった場合には、今工業用水に年間300万ぐらいですか一般会計から補助しますよね。これはなくなるという考え方でいいのでしょうか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

上水道事業として経営していきますので300万円の一般会計からの繰入れはなくなるということになります。

○委員（木野田誠君）

今説明を頂いたところでちょっと細かいところの質問ですけれども。5ページですね左下にある本市のこれまでの取組ということで漏水調査業務委託のところ、4年5年も牧園と福山しか出てないんですが。これはほかはなかったっちゃう理解でいいんですか。

○水道工務課主幹兼工務第1グループ長（岩元陽一君）

簡易水道事業の福山地区、牧園地区につきましては、今ここに提示してあるとおりに実績として挙げてありますが、上水道の漏水調査業務委託につきましては実施しておりません。漏水箇所につきまして、漏水箇所が想定される場合につきましてはですね、職員のほうで調査をかけて、漏水が出たところを修理したりというふうな実態であります。

○委員（木野田誠君）

今は答弁を頂いたんですけど答弁内容は全く私は理解できません。福山と牧園しかここに掲載してありませんけれども、ほかの旧市町はなかったのかという質問なんですけれども。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

他の上水道区域を含めて調査委託はしておりません。というのが今ちょっと話もあったんですけども、漏水が疑われるところは職員でまず調査をいたします。職員で見つからない場合は委託でプロの目を見ていただくという形をとっておりまして、福山、牧園以外は必要な場所は職員が夜間等を調査をして対応しているのが現状でございます。

○委員長（前田幸一君）

休憩します。

「休 憩 午前 9時32分」

「再 開 午前 9時33分」

○委員長（前田幸一君）

引き続き会議を開きます。

○委員（下深迫孝二君）

今ですね水道に何か発がん性みたいなものが何か入っているという、全国的な報道がテレビ等でされていますけども、霧島市はそういうものは調査はされているのでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

委員のほうからの御質問ですが有機フッ素化合物のことだろうと思います。霧島市においては令和6年度から全ての浄水場において、有機フッ素化合物の調査を行ったところであります。結果といたしましては今ホームページ等でも掲載しております。全て基準値内に収まっているような形です。

○委員（下深迫孝二君）

黒字化を目指していくというのは非常に厳しいという思いがするんですが。大出水っていうのを前になんか霧島市であそこを買収したという話を聞いたことがありますけれども。ああいう水を例えばもう水道で売るんじゃなくて、どっかそこら辺に何か大きなタンクか何か作って、その水をどんどん外国のほうに売るといったようなことは検討できないんですか。やはりいろんなものをしていかないとこれからは水道料金をただ上げるばかりではですね追いつかない時代がくるんじゃないかという気がしますけれども。そこら辺はどのようにお考えですか。

○上下水道部長（三島由起博君）

我々は水道の使用料金を使って健全な経営をすることで、安心安全な低廉な水を供給するというのが責務となっております。経営上の利益を上げるためにそういった民間と同様な水の販売ということにつきましては、他の水道事業体もそうなんですけども、基本的にもうけるための水の販売というのは行っていない状況です。というのがやはり冒頭申し上げましたとおり、あくまでも低廉で安心安全な水を供給するというのが基本的な考えでございますので、九州内でいきますと10の水道事業体がボトルウォーターということで、ペットボトルとかそういったものに詰めて作ってはいるんですけども販売しているのは大分の1事業体のみです。というのがやはりおいしい水をPRするために使ったりとか、災害用の備蓄としてそういったボトルウォーターを作っているということで

ございまして、あくまでもそのもうけるためということではなくて、そういった水道をやっぱり分かってもらいたい、安心な水を提供したいというところがあるものですから基本的にはその利益を上げるための水の販売というようなことは現在のところ考えていないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

その利益を上げるためにはやってないということなんだけれども、例えばこれだけ漏水、古い管が埋まったりしていて修繕費に、これからどんどん壊れていくと、そういう状況の中です、あ、あいう立派な、何ていうかきれいな水が湧いているところ、霧島市で持っているわけですよ。そうしてやはりそうしていかないとただ修繕費を賄うためには水道料金を上げるということでは、ほかに水源がないんだっただけだけれども、やはり今こうして今申し上げたように大量の水が湧いてると。そういうものを売っていけば、水道局で管理していけば、そんなに水道料金を上げる必要はないだろうし、例えば古い管でもどんどん修繕もしていけると。やはりそういうことも今から考えていかないとですね。ただ健全に運営して水を市民に送っていくというだけじゃですね、水道料金を上げるしか解決策は私ないんじゃないかというふうに思うんだが。そこらもう一度答弁してください。

○上下水道部長（三島由起博君）

やはり水道事業自体はやはり使用される水道利用される方々に御負担していただいて、その使用料金で賄っていくというのが大原則でございますので、基本はそこにあるというふうに考えております。やはり水道水自体は安く提供していく、低廉な価格で提供していくということでございますので、そこに対してある程度利益の部分を載せてっていう販売もなかなか難しいことところもございますし、本市の中でも関平鉱泉とありますのでそういった部分との競合ということも考えますと、やはりなかなか難しいところがあるのかなというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

頂いた資料の5ページのところにですね、有収率の向上に向けた取組ということで示していただいております。それで、先進自治体として鹿児島市を研修したということで、それぞれが鹿児島市の旧町ごとの簡易水道の改善状況というのがですね、具体的に示されているわけです。このことによって有収率が向上したということなんだろうと思いますけれど。お尋ねしたいのは本市のこれまでの取組ということで紹介されている牧園地区ですね、福山地区の漏水というのがあるんですけど、簡易水道を使用している旧町ごとの有収率というのは、それが統計として出されているのかどうか、そして同時にそれをこの計画ではどういうふうに年度的に引上げをしていくという計画になっているのかですねそこがあればお示しをください。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

お尋ねの旧町単位での有収率でございますが、対外的一般的にお示ししている指標はございませんで、議会議員の皆様から御質問等あった場合に備えて議場等でお示しするように集計をとっている部分がございます。本日手持ちがございませんので改めてまたお示ししたいと思います。また今回の計画におきまして管路の更新については、アセットマネジメントという市全体を見たときに効率

的効果的な更新になるような計画ということで作成をしておりますことから、各市町ごとの有収率の目標というのは設定をしております。

○副委員長（宮内 博君）

ちょっと確認ですけれど、これまで議会でもですね議論をしていただいて、有収率が全国平均よりも霧島市が低いという大きな理由は簡易水道なんだというですねそういう答弁がされているわけですよ。それで有収率を最もこの引上げていかなきゃいけない対策として迫られているのが、簡易水道の有収率をいかに引上げていくのかということだろうと思うんですね。その現状とこれから対策が答弁できないっていうのはちょっとどうなのかなというふうに思うんですけど。だってわざわざその去年11月19日に鹿児島市に研修に行ったわけでしょう。そしてこういう資料を作っていただいた。これはどこに着眼をしていくのかということを知っているという話ですよね。その関係からお尋ねしているんですけど。それは今の段階ではもう全く答弁できないということですか。

○水道工務課長（養田 健君）

先ほど佐々木主任主事のほうから説明があって、議会用の部分で統計を取っている部分がありますのでその部分について示したいと思います。令和4年度の有収率になるところであります。令和4年度では上水が88.34%の有収率、簡易水道のほうが79.42%になっております。やはり山間部の簡易水道の有収率については、やはり上水に比べたら有収率については大分下がっているような状況であります。それとすいません今この令和4年度の話をしているところですが、令和5年度で急激に有収率が下がっているところでもあります。先般の議会の中でも有収率について宮内副委員長のほうから御質問がありましたが、やはり簡易水道の部分が有収率の低下につながっているところがあります。令和6年度の漏水調査につきましては予算上は上水道が300万、簡易水道が300万という金額で対応を考えているところですが、令和7年度についてはさらに漏水調査を強化する予定でいます。予算についてもかなり増額をしていって、そういう漏水場所を早めに発見していって有収率を上げるような形を考えていきたいと思っているところでもあります。

○副委員長（宮内 博君）

どこの有収率が低いのかという点では旧町ごとの簡易水道ですね。簡易水道ですよ。上水道の部分じゃなくて。簡易水道でいかほどかっているのはあるんですか。

○委員長（前田幸一君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時45分」

「再 開 午前 9時45分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道工務課長（養田 健君）

最新の令和5年度の資料がありましたのでそれをお示しします。牧園の簡易水道になります。牧園が59.32%、横川が75.93%、霧島が56.28%、福山が63.27%、簡易水道の平均につきましては61.34%になります。そう考えると、やはり漏水の調査強化をしないといけないのはやはり牧園、霧島、福山の部分漏水調査の強化をしなければならないのかと考えているところであります。

○副委員長（宮内 博君）

そうしますとですね、先ほど簡易水道で300万円の予算ということでありましたけれど、ここにやっぱり資金を投入をして、きちんとしたですね漏水調査をするというのが有収率を引き上げる要になるものではないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺はどんな議論をしているんでしょうか。目標値とかですね。当然それに必要な予算とかですね。今回の水道ビジョンの中でどこを見ればそこが分かりますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

冒頭滝聞からの説明もありましたとおり、令和5年度の集計において5ポイント程度有収率の低下が見られ、私どもとしても有収率の向上については喫緊の課題であると担当者はじめ、全員の共通認識となって協議を重ねてまいりました。新水道ビジョンにおける最終の目標としましては、前計画においては90%としておりましたが今回の目標につきましては最低でもまずは全国平均を目指していくというところをうたおうと考えております。また来年度予算要求に向けて水道の漏水調査対策費用、これらについても、まだ予算案を議会にお示ししていないタイミングなので、具体的な金額をお示しできないんですけども、増額をしたいということで3役とかけ合っているところでございます。

○委員（木野田誠君）

今説明頂きましたけども課長のほうも年間300万円の簡易水道での漏水対策をするということですが、仮にですね平均では60.34%簡易水道でということでしたけども、これを目標である89.8あるいは90%に持っていった場合漏水している水代は幾らぐらい加算できる予定になるんですか。単年度では回収できないかもしれませんが、具体的な数字は出ないと思いますが大体どれぐらい見込んで300万円投資するというような考えを持ってらっしゃるのか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

有収率を向上した場合に配水池から供給をしなくて済む、水資源を節約できる量なんですけれども、令和5年度における本市の年間配水量が上水道下水道合わせて1,977万tとなっております。この1,977万トンと100として簡単な計算なんですけれども1%向上するとおよそ100分の1である19万7,700t程度水資源の節減につながると。1%当たりですね。と計算できます。水資源の節減による効果としては、費用の削減があり、動力費、薬品費計で単純な試算ですが161万7,000円程度の費用削減にはつながってまいります。限られた水資源ではございますので、有収率の向上というのは費用削減効果のいかににかかわらず重要なことだと考えております。

○委員（木野田誠君）

161万7,000円の有収率向上による効果ということが出てるんですが、それであればですね、ごめんなさい、ここの有収率の向上による効果のところをですねもうちょっと詳しく説明この表をしていただけますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

今回のこの試算でございます。有収率を向上させるためには漏水を防止する必要があります。現在、有収率が令和5年度決算81.65%となっておりまして、これをもし82.65%、1%向上させることができたとすれば、先ほど申し上げたように年間の配水量が19万7,700 t 程度削減できるであろうと。1%程度、正確には1.数%なんです、水の配水量が減りますと水を配水するためにかかっている電気代、これも同じく1.数%減るだろうと試算したものが動力費152万6,000円。同じく、水を排水する前に次亜塩素酸を消毒薬として入れておりますので、薬品費も節約できるだろうということで計算したものが9万1,000円でございます。ただ、水の供給量に応じて費用が増減する項目というのが、具体的にはこの二つぐらいしかなくあとは固定的な費用でございまして、費用の削減効果として計算できたものはこの2点でお示しをしました。

○委員（木野田誠君）

理解しますけれどもですね、この簡易水道の61.34%を90%ぐらいの有収率に上げた場合、簡易水道ですどれぐらい改善されてくるのか。そこら辺は分かりますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

簡易水道事業に限って申し上げます。簡易水道事業の年間配水量、令和5年度決算で402万7,000 t になります。この402万7,000 t で今現在61.34%でございますので、これをもし90%に上げた場合なのですが、年間配水量を274万5,000トンまで、減らすことができます。これにより、128万2,000トンの水資源の節約ができるところで、これに応じた動力費、薬品費の削減効果というものも得られてくるところでございまして、規模としては1億円とか5,000万円とかその規模にはならないんですけれども、1,000万円近い数字が出てくるのではないかと考えております。90%に上げることができた場合でございます。

○副委員長（宮内 博君）

先程の関係で、いわゆる牧園、横川、霧島、福山についての有収率、全体で61.34%ということなんですけど。これを引き上げるという計画そのものが具体的に、今例えばということで報告がありましたけど、水道ビジョンの中でですねそれがどういうふうに計画をされているのかということですよ。有収率を引き上げることによる効果っていうのは電力料金と薬品料金だということなんですけど、総体の全体の配水量から見てですね、それを引き上げることによる効果というのは当然あるわけで、19億円ぐらいの水道料金の収入になってるわけなんですけど、そこで有収率をどれぐらい引上げていくのかという議論がもっとあっていいのではないのかというふうに思うんですけどですね。その辺どういうふうにこの水道ビジョンの中で生かしていくのかというのはどどういう議論になっているのか。総体的な関係についてお示してください。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

水道ビジョンの中における議論でございますが、その前に鹿児島市の先進自治体における研修視察、私も参加させていただいたところでございます。鹿児島市における取組としてはやはり年間1億円を投じた漏水調査及び向こう10年間で192億円を投じた水道管路の更新、こういったように管路の更新や漏水調査に必要な投資を十分量をして、それを積み重ねてきた結果として高い、19市の中で1番の有収率があるものと深く理解したところでございます。今後私どもが水道ビジョンの中で同様にたくさんの投資をして、漏水を防止して有収率を上げたいという気持ちがあるのではございますけれども、そのために、やはり建設改良費がどうしても多額になってしまうことから、私どもが水道料金への負荷をできる限り下げつつ、尚且つ最低限どうしても投資しないといけない部分まで投資できるということが3ページにお示ししてあるケースのナンバー4、建設改良費約13億円を上限として投資をしていきたいと思いますというラインになりました。このことから今後は限られたこの13億円という財源の中で漏水調査をしながら、漏水が見られたところに局所的、集中的にピンポイントで管路更新をしていくなど、やはり霧島市の限られた財源の中でできることを、耐震化計画等もありますので、基幹管路の耐震化も含めそれらと同時並行でやっていかないといけないというところ。こういったところの議論をしまして、まずは目標値として全国平均としつつ、いかに効果的な工事をするか。ここを今後頑張って一丸となってやっていこうというところで話をしたところでございました。

○副委員長（宮内 博君）

やはり目標値はきちんとですね、持って取り組むといういうことがなければ、この有収率を引き上げるということはなかなか難しいと。今答弁聴いてると、かける経費よりも入ってくる収入がですね、そんなに多くないというようなことで、なかなかこの有収率を引き上げようという計画をきちんと示していこうというふうにいかないのかなという感じを受けたんですけれど。それはどうなんでしょうか部長どうなんですか。

○上下水道部長（三島由起博君）

有収率の向上に向けた、資料の中でも御説明申し上げましたけども、有収率の向上はあくまでも費用の削減、薬品経費であったり、動力費の削減にはつながる。また資源の有効活用というところにはつながりますけども、直接的にそれが水道料金として収益として上がってくるものではございませんので、それに対して有収率向上するためには、先ほどの鹿児島市の事例等も挙げましたが、やはりそれなりの投資が必要になります。当然調査をして漏水箇所を探すという調査費用、それから漏水を起こしているところの修繕、もしくは管の更新、そういったものが生じてきますので、やはり収益と投資のバランスを考えて、長期的にこの有収率向上に向けて、目標、全国平均の数字に向けて我々も水道ビジョンに沿って対応していきたいという考えでございます。

○委員（木野田誠君）

今までの議論で有収率を上げることとそれから配水量を減らすということはいかに大事かという

ことは分かったんですが。課長が言われた300万円というのは先ほど説明いただいた1,000万円単位で削減できるというようなところを考えると300万というのは、もうちょっと投資を上げたほうがいいんじゃないかなっていう気がしてならないんですけども。その辺を今部長も説明されましたけども。それとあわせてですねやはり、もうちょっと市民にもやはり有収率を上げることの大切さ、この辺をもうちょっとPRされてもいいんじゃないかなというふうな気がします。今話を聴いててやはり水の無駄できないなあというようにつくづく感じましたので、その辺も含めてどうお考えですか。

○上下水道部長（三島由起博君）

木野田委員おっしゃるとおり宅内の配管で例えば漏水を生じた場合とかですねそういったこともございます。そうすると、やはりそれなりの水を供給して、無駄に水道が使われてしまうということと考えますと、費用の部分でやはりロスが生じてしまうということでもございますので、そういった個人の利用されてる水道利用者の方々に対しての漏水に対しての改善とかですねそういった部分も含めて、有収率向上に向けた、そういった我々の事業体としての役割も含めてですけども、努めていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

原水の状態で、有収率がそうもないけども費用全部かけて売れる状態の有収率ですからこれ上げるのは当然大事なことだと思います。そういう中で、資料の5ページの左側に有収率の調査をしていますよね、漏水調査を。牧園が2kmで毎時4tの漏水を発見したとありますが。4tというのはドラム缶一本が200ℓですよ。ドラム缶の5本が1tですよ。そうしますと毎時4tの水というのはドラム缶の20本分になるわけで相当な漏水があったんだと思います。私が思うには牧園、山の中を配水管が通っていてなかなか地表に上がってこない、分からないというそういう漏水かなと思うんですが。この漏水の原因は何だったんですか。

○水道工務課主幹兼工務第1グループ長（岩元陽一君）

牧園でありました漏水の状況であります水道管の老朽化による漏水でした。場所も今おっしゃったとおり山のちょっと中に入ったところに水道管がありまして、なかなか地表に上がってこない。そういったものを専門の業者に調査していただいて発見された結果がこの4t。この4tには合4か所分ありましたけれども、その合計が全部で4tでした。

○委員（池田綱雄君）

恐らく昔の配管で山の中を、道路が通ってれば道路に敷設するのが一番いい、また発見も早いんですが、山の中だと下に浸透したりしてなかなか地表に上がってこない。そういう発見の遅れもあるのかなというふうに思うんです。福山町が以前、道路に配管じゃなくて宅地から宅地に配管されておって、有収率が非常に悪い時期があったですよ。だからそういう問題があったのかなと思うんですが。こういう4tの漏水を発見とか、いろいろありますが、その後、その前からすると有収率がどれぐらい上がったんですか。

○水道工務課長（養田 健君）

この牧園地区の有収率、漏水箇所が改善されたのに対しての有収率のアップというのはなかなか把握はできてないところです。ただどうしても先ほどグループ長から説明がありましたが、管の劣化、そういうのが激しくなっているものですから、仮に4年度、5年度でそういう漏水箇所の補修をしたとしても、また別ところで漏水が起きて有収率が下がってるような現状であります。このようなことから4年から5年にかけて先ほど有収率が5ポイント下がっているような現状ですので、やはり老朽化した管の更新とかそういうのを進めない限り、有収率は早急に上がらないのかなというふうに考えているところであります。

○委員（池田綱雄君）

発見する前と発見した後、有収率はすぐ分かるような気がするんだけど、そういうのは分からないんですかね。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

有収率は1年間の結果として発見して食い止めることによって上げることができた有収率と、その1年間で発見に至らず地中に漏れていってしまった、新しく発生した漏水による有収率の低下等もろもろありましてその年度の有収率が出てくる。その中で令和5年度の有収率、我々も非常に驚いたところなんです、単純な計算で先ほどの毎時4tの漏水、これが24時間365日、1年間出続けていたと仮定して、もしこれが発見できなかったときとできたときとで比べますと有収率のポイントとして、簡易水道の事業に限って0.5%のこれだけで改善効果はあると試算できました。61.34%と61.88%といった。なので4tの漏水というのは、それだけ食い止める価値がある。これらをたくさん止められれば止められるほどに有収率というのは改善に近づいていくんだろーと考えております。

○委員（池田綱雄君）

その辺が一番大事なことで、毎時4t、5tとありますけど、さっき言われた24時間、1日、1年365日というものすごい量だと思います。私が冒頭言いましたように、売れる状態の水、これが原水、山から持ってきて今からいろいろこう経費をかける水と違って、料金になる水ですよね。だからそれは大事ですね、やはりしてもらいたい。そういうのが一番報告にはいいんだと思うんですけど。今後そこら辺も注視していただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

今回様々資料出していただいて、先ほど木野田委員からもありましたけど、市民の方への有収率の向上の必要性をもっと訴えるべきじゃないかというような御意見もありましたけど。今回この委員会をもう一度開催するにあたってのは、料金改定に向けてどのような取組ができているとか、そういうものの説明をもう少し詳しくしてほしいということでの開催だったと認識しています。今回こうやっていろいろ資料出しましたが、市民の方々にこういった理由でどうしてもやっぱり料金の見直しはしていかないとけないんだというような資料等というのは、簡易的に分かりやすい

のは作成しつつある、できていっていると認識していいんでしょうか。またばつと数字が出るような形で市民に公表されるのか、ちょっとそこら辺が分かりやすい形で市民の方々への御協力を求められるような何か手だてというのはか今現在考えられているのか確認させていただいてよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

徳田委員をおっしゃっているその資料について、今の時点で作成をしようという議論は今の時点で出ておりませんでした。私自身非常に必要で大切な資料と考えます。この後、流れといたしまして、本委員会等で御意見頂いた内容をもとにさらなる反省を加えた新水道ビジョン経営戦略の素案というものをパブリックコメントという手続に付して、30日間市民の供覧に付すんですが、その中ではどうしてもやはり資料、原本そのものをパブリックコメントに付す関係上先ほどおっしゃったように資料の中に数字や表ばかりが出てくるようなものになりかねないところです。資料の概略というものを今回ちょっと作成して、そこで有収率や水道料金の値上げなどについて分かりやすいものを作るというところ持ち帰って速やかに検討したいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

1年前に能登半島地震が発生してかなりの水道事業が遅れていると。1年かかってまだそれでも全世代に復旧を行えてないといったようなニュース等も聴くわけですが、霧島市においても今回南海トラフこういうものがですね、起こった場合に、同程度の能登と同じぐらいのものが起こった場合、水道事業、今の状況でどれぐらいで復旧ができるという想定を組んでいらっしゃいますか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

非常に難しく厳しい質問かと思います。水源のまず状況。これがどうなっていくかというところで復旧に向けては時間がかかるものかなと思います。管路だけが被災を受けた場合は、他の応援自治体との協力、また管工事組合との連携を図りながら3か月程度ということで想定はできるんですが、8月の地震のように、また先日の地震のように水源に何らかの影響が及んだ場合には最短でも半年もしくはもう1年、2年という長期にわたるのかなというふうには考えております。これは水源池に限らず配水池についても同様でございまして、配水池そのものがひび割れもしくは倒壊という形になってしまうと、やはり1年以上は安定的に水を供給する環境は整備できないかなというふうに考えます。

以上です。

○委員（下深迫孝二君）

本市にはもう大きな企業さんも来ていただいているわけですね。だからやっぱり最悪の事態を想定して準備を進めていただかないと、企業さんあたりが1年水が使えませんでしたなんていうことですね。そういう地域には企業誘致、なかなか来ていただけないということにもなるわけですので、やっぱり最悪の事態も想定した形でこれから取り組んでいただきたいということをですね要望しておきます。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど池田委員のほうから御指摘がありました件は大変重要だと思うんですね。いわゆる今回新水道ビジョンに基づいて、料金の引上げを行うという計画が進められているわけですが、それを市民に対してパブリックコメント、あるいは住民説明会等までやっていくということになる可能性ってのが高いわけですが、結果的に現在の有収率81.65%ということですので、得ている収入が約18億円ということになっていますよね。約2割まではいきませんが近い金額。本来ならその入るべき収入が入らないと。ただかかる経費については1,000万円程度の経費を無駄にしているというようなことだったんですけど。市民目線から見たときに欠けている、本来収入として得ることができる、水道料金として入ることができるですね、水の量からして回収できるのは8割ちょっとだということですので、そこの引上げをいかに図るかっていうのは、やっぱり市民目線から見たとき水道料負担をするという側から見たときにですね、きっちり説明ができるような方策を是非ともですね示していただきたい。特に簡易水道については、もう全体の平均が61.34%といういうことでありますから、4割近くが無駄になっているということですよ。その辺しっかり説明できるようにぜひ引き続き議論をしていただければなというふうに思います。もう一つお尋ねしたいのは資料の6ページですね。6ページのところですが、改定率の試算ということを示しているんですけど。前回示していただいた水道ビジョンの中でのこの改定率というのは、令和8年度改定後の令和12年の改定率ということを示しているのは24.9%ですよ。これが今回28.4%というふうになっているんですけども、そういう理解でいいのかどうかですね、まずそのところをお示しをください。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

すいません。先にちょっと5ページのところで宮内副委員長からの御指摘のありましたように有収率が今現在低いことによって1,500万t程度、本市においては今水を御使用いただいている状況、これに対して1,800万t程度水を配水している、300万t程度、かなり丸めさせていただきましたが、300万t程度漏水になってしまったりしていると。有収率を100%にすると配水量をですね1,500万tにすることができて、有収量も1,500万tで同じという未来を描くことができるとともに、余剰資源を使ってこの300万t分、新たなですね企業誘致等で300万t水を使っただけの需要家がいれば、宮内副委員長のおっしゃる収入確保効果も得られるところ、このあたりについては水の需要を増やすという新しいちょっと施策が必要なのかなと考えるところで、有収率を削減すると同時にちょっと考えていかないといけないかなとお話を聴いて考えたところでございます。御質問のありました6ページの令和8年改定後の令和12年の改定率28.4%というのは、先に24.6%で改定をした後に28.4%で改定、すなわち掛け算をすると約60.0%の改定になるという理解で差し支えないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

前回で計画では約52%の引上げになるということだったですよ。今回60%ということになって、まだ前回の計画から何箇月ですか半年もたっていないという状況下でそんなことであればですね、

さらにその料金改定率が引上げられる危険性というのがあるんじゃないのかなというふうに思うんですけども。もう少しそこら辺の理由ですね。人件費の高騰とか資材の高騰というようなことは先ほどありましたけれど、これから先さらにそれが上がってくる可能性というのはないのかどうかですねそこも含めてもう少し説明を加えてもらってよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

9月の時点と本日までの短期の間に大幅なこの見直しがありました。背景としまして5年度の決算認定をいただきましたこと、また6年度の、失礼しました、5年度の決算認定をいただきましたこと。6年度が12月、1月となり6年度の決算の見込みがおおよそ固まってきたこと等から、今ある表につきまして1年分の数値更新をさしていただいたところ、これにより動力費の試算がですね、今現在私どもが契約している九州電力送配電さんも料金の値上げ等を実はですね、約款上進められるというお話を実は聴いておりまして、そういったところもろもろ加味して動力費の不足などが判明したことというのが一つ。もう一つが7年度予算要求をするに当たって、特に国分台明寺配水区関連事業費、これにつきまして建設コンサルタントの会社のほうから予算をとらせていただいたところ、やはり人件費の高騰、資材費の高騰等で大幅なもうちょっと増額がどうしても必要になると、そのような事情が判明をしたために今回ですねこの短期間のうちに料金の改定率が大幅に上昇したもので再度お示しするという結果となったところでございます。今後ということにつきましては令和7年度中にですね、新しく水道料金の見直しをするための市民の水道ユーザーですとか、専門の方とかを委員とした外部の有識者委員会のほうの立ち上げをしたいと考えているところでございまして、その中でできるだけ多く水道料金を下げることができる方策を引き続き考えながら、いかに水道料金をできるだけ下げることができるかというところに注力しつつ、ただどうしても何か判明してしまった新しい事実がもしあればその中でも正直にお示ししつつというところで進めたいとは考えているところです。

○委員（木野田誠君）

私は先ほど水道のありがたさをもっと市民に広報して、それから節水というようなことで話しましたけど。今、佐々木さんのほうも説明がありましたけど、水道料金って言いますけど実際は水道料金じゃなくて経費を売っているようなものですよ。例えば133円39銭というような数字が出ていますけど、この中に純粋に水の料金というのは、いくらか何%か計算されたことありますか。いろいろしていると水道の水っていうのは、私もそうですけども、単純にただに近いもんだというのは感覚しかないもんですから、蛇口をひねれば出てくる。実際は汲み上げてそこからポンプアップして高いところにもって行って、それからまた圧を利用して、あるいは加圧して流していくっていう非常に経費がかかってきているんですけども、その辺がですねやはり市民に、私どももそうですけども、理解されてないところがある。それから昔、簡易水道を町で引いたときに言われたのが、水道料金は高いですよって言われたことはあったんですけども、それで高いようであれば今までどおり下の小川まで汲みに行って自分でバケツを二つ背負って汲んできたらっていったら、計算すれば

単純明快にもう安いっていうのは、水道料金が安いっていうのは分かるわけですから。もうちょっとそこら辺をですね、いろいろこう難しく言えば分かるんだけど水道料金って実際はいろんな手数料を売っているんだというようなことを認識してもらえれば、水道料金そのものが高いか安いかは判断できると思うんです。その辺はどういうふうに、どういうふうにか、もうちょっと水道料金の例えば10当たりの原価はこういうふうになっているっていうようなところも市民に分かる方法として出されてもいいんじゃないかなって気もするんですけどもどうでしょうか。

○上下水道部長（三島由起博君）

木野田委員おっしゃるとおりですね資料の6ページにございますように、この料金収入のものとが営業費用と資本費用からなっていますので、当然その水道の料金自体はそういったかかっている経費を御負担していただくということです。ですからやはりその経費を小さくするためにはやはりいろんな経費削減の削減効果であったりとか、もしくは有収率を上げて皆さんが効率的に水を使っていただくとか、そういったことが十分必要になってきますので、単純にこういった模式図で市民の皆さんに水道料金の内訳はこういうことですよっていうような簡単に分かりやすいそういった資料作っても理解していただきやすいのかなというふうにちょっと今お話を聴きながら思ったところがございますので、そういったことも含めて今後の水道ビジョンの内容とまた概略版の中でちょっとそういったこともお示しできればというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

ぜひお願いしたいと思います。それとですね今日のちょっとこの課題とは外れるかもしれませんが、一番心配しているのは水源池の確保、それから保全という意味でですね非常にいろいろと外国資本が土地を水に関係する土地を買いあさっているということで。特に薩摩地方のほうでは非常に懸念されているっていう話をよく聴くんですけども。この辺の対応、対策というのは上下水道部で何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○上下水道部長（三島由起博君）

木野田委員おっしゃったようにやはり、中国資本とか、そういった外国資本が水源の確保のために土地の取得っていうことは、そういったお話はちょっと聴こえてくるところでございます。市内の水源もかなり数がございますけども、現在保有している水源地の土地自体は市が保有している、水道事業体が保有しているものでございますのでそれ以外の土地に対して、やはり買わない方策とかっていう手だてはちょっと残念ながらないところでございまして、我々が保有している財産をきっちりと守っていくっていうところには気をつけていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

あえて今日申し上げるのはですねやはりこれは上下水道部だけの問題じゃなくて全庁的にですねそういうところをやはり考えていただいて、庁内会議等でもですねぜひ出していただいて、できるだけ行政のほうで意識してそういうところを考えるように、ぜひ上下水道部から発信していただい

たらと思ひまして発言させていただきました。よろしくお願いします。

○委員（池田綱雄君）

今、水道料金のことが出ましたが、私も台明寺水源が完成して1年ぐらい見学者に水道説明しました。その中で水道料金が安いという主婦の声がたくさんありました。そういう方にはですね、高いといってもあの頃1tが50円の頃でしたから1t50円ですよ。1tがどれぐらいの量か知っているかと聴けば知らない。ドラム缶は大体みんな分かるからドラム缶一本が2000だと。それが5本で1tだよ。それが50円だよということはドラム缶1杯が10円だよと言えば安いということで、皆さんどれぐらいの量が1tなのか、それが分からないからそこ辺からですねそういう説明すれば安いと。1tという水はバケツで何杯分ぐらいしか理解していない頃でですね。そうすればドラム缶が5本で1tだよ。1tが50円だからドラム缶1杯が10円だよと言えば安いということで納得をして帰ってもらった経緯があります。それと先ほど質問した漏水の4t、5tと。1時間にとのことでしたが、配水管の老朽化という説明がありました。材質は何なんですか。

○水道工務課主幹兼工務第1グループ長（岩元陽一君）

材質はV P管、塩化ビニールの材質であります。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時33分」

「再 開 午前10時46分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に霧島農業振興地域整備計画について及び農業経営基盤強化促進法に係る地域計画についてですが、その前に鳥インフルエンザ発生について報告があるということですので報告を受けたいと思います。報告をお願いします。

○農林水産部長（寶徳 太君）

まずは農林水産部のほうで鳥インフルエンザの報告をさせていただきます。そのあとに、農業振興地域整備計画と農業経営基盤法に係る地域計画については農業委員会同席のもと報告いたします。詳細等につきましては、課長及び担当いたしますのでよろしく御審査頂きますようお願いいたします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

それでは霧島市における高病原性インフルエンザの状況について御報告させていただきます。御手元の資料の5ページをお開きください。もう御承知だと思いますが鹿児島県で2例目、3例目と立て続けに本市において発生しております。発生日、鹿児島県2例目の発生日が、令和6年12月20日、福山の柴立農場です。処分数は約9万場でございます。県内3例目は1月7日、同じく福山の

嘉例川地区立元農場でございます。約12万羽を殺処分してございます。この確定日というのは簡易検査で陽性確認がされた後、県の遺伝子検査で確定された日になります。ですので12月20日、1月7日に発生2例目、3例目とございますが、実際その前日から、行政で確認された後は、行動を開始しているところでございます。鳥インフルエンザをはじめ、牛の口蹄疫等定められた物について家畜伝染病予防法に基づいて行動を行うこととなります。実際この家畜伝染病予防法におきましては防疫は県が行うと。メインで県が行い国及び市町村と連携するというような定めになってございます。ですので市の役割といたしましては殺処分が行われるその瞬間までに準備をするというのが市の立ち位置になります。実際白の防護服を着用して殺処分、埋却処分を行っているのは基本は県の職員だというふうに御理解いただきたいと思います。市の職員はほぼ白い防護服を着るということではなく集合場所、消毒ポイントあと現地の仮設基地ですねそこへの物資の搬入、準備等がメインの業務になります。市の体制といたしましてはもう事前に県と協力して体制を準備をしております。作業班に当たる職員についても事前の連絡をした上で、今年度におきましては、6年11月8日出水市の寝ぐら、鶴の飛来する場所でウイルスが検出されましたので、それをもとに警戒本部体制をしておりました。その警戒本部体制になった時点で霧島市内の養鶏農家に消毒液、殺鼠剤等の配布を行ったところでございます。そして11月20日出水市の農場で確認されたことから、本市においても災害対策本部体制を敷いた上で全庁体制で備えたところでございます。御手元の資料の1ページから2ページにかけて大まかな時系列を記載しております。内容についてはお目通しいただきたいというふうに思いますが、1ページの一番上へ12月19日15時、ここで簡易検査の陽性が本市にございました。県内2例目ということで本市での発生がほぼ確定したということで19日から20日にかけてまして本市で全庁体制で、集合基地設営なり物資の積み下ろし、そういったものを行っております。12月20日10時のインフルエンザの確定の発表に伴いまして県のほうが殺処分に入ると、消毒ポイントの4か所の運営も開始したというような流れでございます。順調に防疫措置を行っていたところですが、その1ページの一番下、1月6日月曜日10時に消毒ポイントも数を減らすというようなことで動いていたところ、15時30分に再度県内3例目の陽性の報告があったというような流れでございます。本市の動きとしましては、市の職員で当初は机椅子を体育館に並べて集合ポイントの設営、あと消毒用の水を給水車を用いて準備する。あと搬送用の公用車のトラックを準備するなど急な対応を迫られましたが、殺処分開始までには準備が完了しているところです。県内2例目、県内3例目いずれも殺処分開始までには準備を完了して、滞りなく処分が行われているというふうに理解しているところでございます。3ページと4ページ、カラーの資料でございますが発生からの防疫措置の流れを記載しております。3ページにつきましては何も問題がなければ1月21日で完了したというような予定でございましたが、先ほど申し上げましたように県内3例目が発生したことから予定が大幅に変わっているところでございます。その防疫措置の流れ等につきましては中吉主幹より説明をさせていただきます。

○農政畜産課主幹兼畜産第1グループ長（中吉康昭君）

それでは、私のほうから高病原性鳥インフルエンザ防疫措置の流れということで、4ページの県内3例目について説明をさせていただきます。1月6日に簡易検査陽性ということで連絡がありました。右の周辺地域のほうで防疫措置の準備というのがあるんですが、ここで今回は福山の体育館を集合基地といたしまして、その集合基地の準備をいたしました。1月7日9時遺伝子検査陽性ということで、9時から防疫措置開始をしております。殺処分から順次防疫処置行っております。ここで移動制限3km以内、搬出制限10km以内ということで制限区域の設定をしております。移動制限につきましては、3km以内の農場からの生きた家禽あと卵、ふんなどを移動してはならないということです。搬出制限の10km以内につきましては、搬出制限区域内であれば移動は可能ですが、10km圏外に持ち出すことは基本的にはできないということになっております。1月9日に防疫措置が16時に完了いたしました。1月20日14日目となっているんですが、これは発生した次の日から14日目ということです。基本的に防疫措置が完了して、10日経ちまして11日目になります。ここで清浄性確認検査と搬出制限区域解除検査をいたします。①につきましては発生農場から3km圏内の農家、②につきましては3kmから10km圏内の農場の検査をするということになっております。検査は農家への聞き取りで行うということを始良家畜保健所のほうから伺っております。1月31日発生から25日目、防疫措置完了から21日たって22日目になりますが、ここで移動制限区域の解除になります。3km以内、これから監視強化区域に変更ということで、2月7日、発生から30日目に全ての解除が行われまして終息宣言となっております。1月20日の搬出制限区域解除になりましたら消毒ポイントの一部解除、2か所ですが、解除になります。5ページをお開きください。現在、国分海浜公園の駐車場、あと福山の活性化センター、JAあいらの福山のライスセンター、あと曾於市のほうに1か所消毒ポイントがあるんですが、この2か所は、国分海浜公園とJAあいら福山ライスセンター、①と③が一部解除になるということになります。防疫措置の流れについては以上です。

○委員長（前田幸一君）

ただいま報告がございましたが何かお尋ねしたいことがありますか。

○委員（下深迫孝二君）

鳥の殺処分は分かるんですけども、そのあとの養鶏場に残ってる鶏ふんだとか、そういうものはそのまま放置をされてるのか、そこで消毒をされてるのか、どのような処理をされているんでしょうか。

○農政畜産課主幹兼畜産第1グループ長（中吉康昭君）

殺処分をした鶏は埋却地に当然埋めます。残った鶏ふん等も全部掃除をしまして一緒に埋却地に処理をします。そのあと全部消毒、鶏舎、埋却地等を消毒をいたします。

○委員（木野田誠君）

株式会社アクシーズの本社はどこですか。

○農政畜産課主幹兼畜産第2グループ長（久米村博文君）

本社は鹿児島市になります。

○委員（木野田誠君）

これが発生してから私もちょっと農政のほうに申し上げたんですが、この消毒ポイントが4か所じゃ足りないというようなことをお話しした経緯もあるんですが、当然県が設置するポイントだと思いますが、この辺のポイントの数等については、県のほうに申し入れ、話はされたのかどうか。4か所で十分だと考えてらっしゃるのかどうか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

その消毒ポイントにつきましては委員から指摘をされたのは事実でございます。指摘をされたので、実は1例目が出たときにやはり情報共有をきちっとして今後の対応についてですね、反省をしようとしていた矢先に2例目が出ております。実際始良伊佐地域振興局あと畜保健衛生所とのですね、今後の対応については今から協議をしていくことになろうかと思いますが、その点も含めてきちっと情報共有して、今後の防疫体制をよりよいものにしていきたいというふうには考えているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

まず資料4ページのところの3例目の関係ですけれど、制限区域を設定しているわけですが、この移動制限半径3km、搬出制限半径10kmと、これの農場戸数ですね。それと飼育羽数ですね。そこが分かってますか。

○農政畜産課主幹兼畜産第2グループ長（久米村博文君）

移動制限区域内の農場数になりますけれども、3km圏内、霧島市の事業所としましては4農場。羽数につきましては4農場で合わせて約13万羽となっております。続きまして3kmから10km制限区域内の農場につきましては、農場数が22農場、飼養羽数が115万2,000羽になります。

○副委員長（宮内 博君）

かなり経済的損失が大きいのかなあというふうに思うんですけれど。先ほど報告がございましたように事業主体は県のほうだということですので、円滑な事業が実施できるようにまずお膳立てをするっていうのが霧島市の役割だったのかなというふうに思うんですが。ただ実際にこういう形で鳥インフルエンザが広がるということになると可能性としては先ほどありましたように100万羽を超えるようなところまで感染が広がる危険性というのはあるのかなというふうに思うんですけれど。これらのことによって失った経費、そしてその例えば先ほどあったように、全羽数殺処分をして鶏糞なども全部処理をして消毒もするという経費がそれぞれの農場に、当然補填をする施策というのは国を中心にして整備されているっていうのはあるんですけれど、その辺ちょっと紹介してもらえませんか。

○農政畜産課主幹兼畜産第2グループ長（久米村博文君）

鳥インフルエンザ発生に対する農家の支援金についてですけれども、まず発生農家に対しましては防疫措置への支援ということで、殺処分家畜などに関する手当金及び特別手当金の支援がござい

ます。特別手当金については農場に瑕疵があった場合は減額されることもあるようです。ほかにも低金利での資金融通等を実施し経営に必要な資金等の調達を容易にするという支援がございます。続きまして移動制限、搬出制限区域内にある農場に対する支援を説明いたします。移動制限等に起因する売上げの減少額、または飼料費、保管費、輸送等の増額に相当する負担金を満額支援することに加えて、発生農家への支援と同様に低金利での資金融通等や雇用調整金等も支援されるということになっております。

○副委員長（宮内 博君）

それが霧島市としての負担は何もないと。全て国県の事業で賄うというような形で整備をされているという理解でよろしいですか。

○農政畜産課主幹兼畜産第2グループ長（久米村博文君）

はい。そのとおりだと思っていただければ大丈夫だと思います。

○委員（木野田誠君）

一つ教えてください。例えば12月19日の16時30分市職員埋却班とあるんですが、2班、3班とあるんですが、これは穴を掘るということだと思うんですが、実際は県のほうでやられるわけですが、どこまで市の職員がやられるのか教えてください。

○農政畜産課長（有村 浩君）

現在埋却班ということで今回活動しましたが、実際木野田委員がおっしゃられるようにその作業については県が行います。これまで霧島市として殺処分班、埋却班、消毒班なり作業に合わせたグループ分けというのを事前に行い毎年それを更新していたところですが、実際作業については県が行うということでこの名称なり組替えのやり方も県内2例目、本市1例目の作業を受けて、今組替えをしようとしている最中でございました。ですから今後もっと現実に即した体制づくりに切替えていきたいと思います。おっしゃいましたように埋却班で今回活動しましたが、活動してる内容は施設の準備、そういったものがメインで実際穴を掘るとか殺処分を行うとかそういう作業は行っていないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

他市での判例ですけれども、穴を掘って埋めたところが何か下の田んぼ等に影響があったと、水がため池かどこかに流れてきてというのがあったんですが、今回の埋却地についてはそういう心配は全くないという理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

当然その埋却場所、そこはもう県のほうもかなり注視しているところでございます。通常ブルーシートを下に敷いた上でフレコンバックに入れた死体をそこに入れるというような取組をしております。その中でもし流出の可能性が高いと思われる場所は、県のほうが家畜保健衛生所も含め判断して、そういう場合にはゴムシートを設置するというようなふうに聴いております。当然前例もございしますことから、そこについては十分に注視をした上で今回、場所の確認を行って埋却処分を行

っていることから現時点ではその問題というのは発生してないところでございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 1 0 分」

「再 開 午前 1 1 時 1 4 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に霧島農業振興地域整備計画について執行部の説明を求めます。

○農政畜産課長（有村 浩君）

初めに霧島農業振興地域整備計画について計画案及び現在の進捗状況を御説明いたします。本市では平成26年1月に前回の計画見直しを行っており、およそ10年が経過していることから令和5年度から2か年にわたり計画の見直しを行ってまいりました。現在、計画案について鹿児島県との事前調整が終わり3月には計画見直しが完了する見込みとなっています。今回の見直しにおける主な変更点は、農地として利用ができる見込みがない農地を農用地区域から除外するものでその他の大きな変更はありません。詳細については別紙資料にて担当が御説明いたします。

○農政畜産課農政第2G主査（近藤 宇男君）

続きまして担当より御説明いたします。御手元に資料を2部準備しております。資料1のほうは概要の説明資料、資料2のほうは計画書案となっております。それでは資料1について説明をいたします。まず1霧島農業振興地域整備計画の概要、(1)(2)を御確認ください。先ほど説明がありましたとおり本計画は前回の見直しからおよそ10年が経過すること。また国県の基本指針及び基本方針の見直しがなされたことから、市の計画である霧島農業振興地域整備計画の見直しを検討しております。続いて2主な作業工程です。今回の見直しに当たり令和5年度から基礎調査としまして農地の現地調査や関係機関からの情報収集等を行い、令和6年度に素案作成、関係機関との調整を行っております。続いて3主な変更点です。今回の主な変更点は農用地区域の変更となっており、区域指定の検討に当たりまして(1)農用地からの除外に関するものとして、農業委員会の土地利用状況調査において非農地と判断された農地、現地調査等により山林原野化しており農業上の土地利用が見込めない農地について農用地区域からの除外を検討しております。また(2)の農用地への編入に関するものとして、土地改良事業を行った農地や集団性の高い農地について農用地区域への編入を検討しております。今回の農用地の指定についてまとめた資料がありますので資料2の最終ページを御覧ください。資料上段の表の左端総面積欄のほうを御確認ください。今回の見直しでは2段目の変更前の農用地区域面積4,986.1haから、1段下の293.6haの農用地を除外し、さらに1段下の11.2haの農用地を編入しております。見直し後の農用地区域面積は、農用地区域変更

後（Ｂ）の欄に記載されておりまして4,703.7h a となる見込みとなっております。除外予定地の多くは山間部の谷沿いや集団農地の端に位置しておりまして、主な除外理由としまして中段の表にありますように、山林原野化しており農業上の土地利用の見込みがない農地が136.4h a、10h aを下回る農用地で地域農業振興上支障がない農地が77.6h a、非農地判断がされた農地が74.2h aとなっております。また、主な編入理由としましては下段の表にありますように、10h a以上の集団的な農用地が9.3h aとなっております。農用地区域の変更についての説明は以上となります。その他、資料２の計画案の文言につきましては関連する部署から情報収集等を行い内容の更新等を行っております。詳細につきましては計画案のほうを御確認ください。それでは資料１にお戻りください。最後に現在の進捗状況について説明をいたします。資料１の下段４今後の予定を御確認ください。現在鹿児島県及びＪＡ、土地改良区などの関係機関との事前調整を終了しており、農政畜産課窓口にて変更案の縦覧を行っております。縦覧の終了後は県との本協議を経まして令和７年３月中に見直しを完了する予定となっております。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

あっているかどうか分かりませんがちょっとお伺いしますけども、土地利用状況調査において赤塗りの土地がありますが、その土地が大体除外というような理解でいいですか。

○農政畜産課農政第２Ｇ主査（近藤 宇男君）

土地利用状況調査において非農地判断された農地というのが今おっしゃられた農地に該当するかと思います。そういった農地も今回の除外の対象となっているところです。その他調査以外でも現地調査によって山林原野化等が確認された場合については除外をしているというようなものになります。

○委員（木野田誠君）

こういう見直しは今回初めてなのかどうか教えていただきたいのと、今後また考えられるのかどうか教えてください。

○農政畜産課農政第２Ｇ主査（近藤 宇男君）

計画の見直しにつきましては、合併時に旧市町ごとの計画をまとめた後に平成25年度に１度見直しを行っております。今後の見直しについてですが農振法の法律においておおむね５年ごとに基礎調査を行って見直しを検討するということになっておりますので、今後法令にのっとって対応していく予定です。

○副委員長（宮内 博君）

その法的に見直しが求められている計画だろうというふうに思うんですけど。今回の計画で見てもみすと資料で示された先ほどの一番最後のページのところですね。総面積で282.4h aの減少ということになっていて、そして主には田畑の減少という形でこれが示されているわけですね。農

用地ですので当然そうだろうというふうには思うのだけど。合併から20年で実際にここの部分がどういうふうに減少してきたのかというのは今資料がありますか。合併直後の19年前の計画での総面積等からの比較で分かるのはありますか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

申し訳ございません。今手元に資料がないことからまた確認して、後ほどお伝えしたいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

この除外になっている理由で最も大きいのがやっぱり山林原野化しているということで、実際に数字上もいわゆる周辺地域を中心にして、本来耕作をされなければならない田畑がどんどん原野化しているということになるわけですね。こういう計画を作るときにこれをどう食い止めるのかという議論というのがどれぐらいの時間を要してですね検討されるものなのかどうなのかですね、その辺ちょっとお示しを頂いて、その中でどのような計画を持っているのかについてもお示しを頂ければ。

○農政畜産課長（有村 浩君）

農業振興地域内の農用地区域につきまして、実際この農振農用地と言われる地域を具体的にどう絵をかいていくかといった議論にはなかなかたどり着いてない状況でございます。農振農用地の計画の見直しにつきましては、現状の状況に合わせて、現状農地でないというのをピックアップして計画変更に至っている状況でございます。農地の利活用、そういった議論も本来ここと含めながら有機的に考えていくべきだというのはこちらも十分承知しているところでございますが、実際今回の計画変更におきまして新たにどうしていくかというところを議論に至ってはいないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

特にこれまで示された資料なんかを見てみますと、基幹的農業従事者の減少も極めて著しく15年間で大体半分以上減っていますよね。基本的農業従事者。それで構成している方々の年齢構成でも65歳以上が約7割ということになっていて、実際今後10年間推移したときにどうなるのかと。今65歳の人が75歳になる。当然それ以上の人たちが68%ぐらいいるわけですので、どんどんこの原野化が進んでいくというような懸念があるんですけれど。そういう状況と一体的に霧島市の農業をどうしていくのかということがなければ農地の荒廃っていうのは止めることができないというふうに思うんですけれど、その辺どんな議論になっているのかそこをちょっとお示しを頂ければ。

○農政畜産課長（有村 浩君）

今、委員がおっしゃいましたように農業人口の減少、担い手の育成というのは、やはり、本市におきましても、日本全国におきまして、大きな問題だというのは強く認識しているところでございます。ですので農業振興地域整備計画だけではなく本市の農政の施策として担い手の育成、あと農地の集約そういったものは喫緊の課題であるというふうに認識した上で、国県の事業、または担い

手経営発展等支援事業等の本市の単独の支援事業等も利活用いたしまして今後の担い手の育成というのを考えていきたいと、この農振計画だけでなく包括的に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

やはりこの辺農家が減少しているっていうのは一つは高齢化があると思いますよね。そしてそのほかにやはり人口減少、あるいはまた一つは鳥獣被害、これ大きく私は影響してるんじゃないかと。何か植えてもすぐイノシシが入って食われている。カラスにやられている。そういうのが結構あるんですが。やっぱもう少しそこらをですね行政側のほうとしても重きを置いていただかないと、まだまだ中山間地はもう特に減っていくんじゃないかと。農家戸数がですね。そこら辺はどのようにとらえていらっしゃるんですか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

今、委員からの御指摘もございましたように中山間地域での農業の衰退というのは、実際目で見えてとれるものだというふうに私のほうも考えています。今御指摘ありました鳥獣被害、そういったのも年々増加の一途をたどっているということも本市のみならず日本全国でそれは大きな問題とされているところでございます。今後、駆除だけでなく地域の方々とも連携をとりながら、地域の方も自助という形で、例えば餌場をつくらないとか、鳥獣害が入ってきにくい環境整備を行うとかそういういったところも地域と連携を行いながら行政としても考えていきたいというふうに思っております。そこについては今後も注力していきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

すいません単純な質問ですけど。農用地区域からの除外なんですけど除外された後は地目はどういうふうになるんですかね。

○農政畜産課農政第2G主査（近藤 宇男君）

今回の全体見直しにおいて仮に農用地区域から除外された場合につきましては、特段手続を行わなければそのままです。例えば登記地目が田であれば田のままというような形になります。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時33分」

「再 開 午前11時34分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に農業経営基盤強化促進法に係る地域計画について執行部の説明を求めます。

○農政畜産課長（有村 浩君）

続きまして地域計画について現在の進捗状況を御説明いたします。高齢化、人口減少の本格化等

に起因する農業者人口の減少に伴い、農地が適切に利用されなくなるなどの懸念から農地の利用促進や効率化、集約化に向けた取組を促進するため、農業経営基盤強化促進法が改正されました。これにより令和7年3月末までに地域計画を策定することが全国の市町村に義務づけられ、本市におきましても策定作業を進めているところでございます。当該計画は地域農業の将来の在り方や農地の利用に関する目標を定めた本文と目標地図と呼ばれる農地一筆ごとに将来の担い手について表示した地図によって構成されます。これまで認定農業者等を対象にアンケートを実施した上で市内各地で協議の場を設けて担い手の方々と意見交換を行ってきたところです。今後は関係機関からの意見聴取や縦覧等を経て公告を行うこととしております。詳細につきましては別紙資料にて担当が御説明いたします。

○農政畜産課農政第2G主任主事（甫立 尚輝君）

それでは私のほうから改めて概要を御説明いたします。別紙資料1－（1）地域計画の概要からです。地域計画とは先ほど簡単に説明がありましたが、高齢化や人口減少の本格化によって農業者人口の減少が懸念される中、農地の利用促進や効率化、集約化を目指すために地域計画の策定が義務化されました。本計画は前進とも言える人・農地プラン、こちらをベースに策定するものとなっております。3月までの策定期限が定められております。人・農地プランのほうでも地域の農地利用の在り方などの方策を定めておりますが、より詳細な部分まで方針等を定める計画本文に加えまして農地一筆ごとにおおむね10年後の耕作者を表示した目標地図と呼ばれるものをあわせて作成する必要があります。（2）地域計画の位置づけについてです。本計画はおおむね10年後も農地として活用することを計画として定めるものであり、計画に含めることとした農地については農業以外の利用に対して新たな制限が設けられます。具体的には農地転用や農振除外を行う前には地域計画から除外の手続きが必要になるといったものです。農振農用地でない農地をこの地域計画に編入することは可能ですが、その場合にも農地転用の前には地域計画からの除外手続きが必要になるといった流れになっております。それ以外にも国や県の補助事業の実施要件として地域計画を策定している農地であること、あるいは目標地図に位置付けられているものであることといった要件が設けられる予定で令和7年度以降も各種補助事業へのひもづけが強化されることが示されており農地利用に関するマスタープラン的な位置付けになることが見込まれております。次に2策定までの流れについてです。令和5年度中に各地域において地域計画に関する説明会を開催し、制度説明を行っております。今年度に入ってから、5月から8月において主要な担い手であります認定農業者等に対して経営意向だったり、作物等に関するアンケート調査を実施しております。そこから各地区において12月に説明会を兼ねた協議の場を開催をしております。参加者は主に農業者、農業委員会の関係者、あいら農協、土地改良区、農地バンク、始良伊佐地域振興局職員等といった方々でございます。なお、地域計画は地形や耕作条件、集落だなどによって区域を分けて作成しております。その単位をプランと呼びプランごとに協議、策定をしていきます。地区の協議の中ではプランごとに机を分けて、基本方針の話し合いや目標地図の耕作者の色塗り作業というのを行っても

りました。なお協議の結果については市のホームページにおいて公表済みでございますので申し添えます。その際の話合いをもとに着色を施した地図の一例が御手元の資料の一番後ろA3のカラーで印刷をしてあります地図があるかと思うんですけれども、こういった形で農地一筆ごとに誰が耕作しているということを表示して作成をしていくというようなものになっております。こちらは国分A地区におけるサンプルとなっております、前の2ページになるかと思うんですけれども、地域計画（案）ということで資料添付しているんですが、そこには策定年月日、更新年月日だったり、プラン名を表示して、地区内の農業集落名を表示をして、あとは計画として地域農業の現状及び目標といったものを記載していくというようなものになっております。こちらをプランごとにつくるという流れになっております。なおこのサンプルなんですけれども、現在作成途中でありまして素案として策定しているものとは、地図と本文が異なりますので御注意頂ければと思います。なおプラン数についてですけれども霧島市全体で21プラン。多いところからいきますと溝辺と牧園で4プラン、国分と隼人で3プラン、あと福山も3プランです。横川と霧島で2プラン、合わせて21プランを策定予定でございます。現在各地区で協議がなされた結果を地図システム上に入力作業中でありまして、目標地図の素案として現在作成中です。今後は計画本文とあわせて関係機関のほうに提出をし意見聴取を行うといった流れになっております。意見聴取による回答を得られた後には窓口縦覧を行います。こちらは2月の下旬頃からの2週間を予定しております。縦覧期間の終了後、3月下旬頃を目安に策定公告の予定です。3地域計画（案）についてです。地域計画の案の中身につきましても、3に記載のとおりですが、協議の結果、基本的には見直し後の農業振興地域内の農用地、農振農用地を基本としておりますが、協議の結果農振農用地でなくとも編入をする農地、あるいは除外をする農地というのが出てきております。また将来の耕作者として目標地図に位置づけるもののうち、基本構想水準到達者とは一定程度以上の経営規模、あるいは農業所得があるような方だとお考え頂ければ結構です。4の策定後の流れについてです。公告後はプランごとに地域計画の実行実現を目指していきます。策定後も年に1回以上の見直しが必要となっており、毎年更新していくことでよりよい目標地図をつくるという流れが想定されております。私のほうからは以上になります。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

○委員（木野田誠君）

一つだけ質問させていただきます。この地域計画を作成してですね、策定した市、行政それから地域、それから農業者にはどういうメリットがあるのかお示してください。

○農政畜産課農政第2G主任主事（甫立 尚輝君）

端的に申し上げますことは、資料の中でも記載があったかと思うんですけれども、国だったり県の補助事業の実施要件としてひもづけが予定されていますので、そういった市においても農業者におきましてもそういう事業によって、農地の整備だったり機械導入だったりという部分で要件

として最低限のものが準備ができるという認識で大丈夫かと思います。

○委員（木野田誠君）

かつて認定農業者の制度ができたときに、認定農業者になっても何にもメリットありませんよというようなことは言われておりました。ところが今になると認定農業者でないと補助事業は受けられないというような形になっているんですが、であれば逆にこの地域計画に参入していない農業者は絶対国県の補助事業は受けられないのかどうかということですね。そこをお示ししていただきたいんですが。実際地域計画は去年、一昨年、2回ぐらいありますかね。そうしますとそこに来ている人は、全ての土地の、プランの中の土地の所有者が来ているわけじゃなくて、もう1人2人、まあ3、4人来てばよかところですよ。こういう計画をつくって補助事業は云々というようなことでありますけれども、その辺は本当にこのプランに地域計画に参加してなければ、今後補助事業は受けられないようになるのかどうかその辺は分かっていますか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

現時点で地域計画に参入していることイコール事業の際、事業実施の可否というイコール状態にはなっていないところでございます。この制度自体がまだ、今年度ようやく計画をスタートし国としてもまだ成熟していない制度でございます。今、国のほうも各補助事業等とこの地域計画のひもづけ、関係性というのを今構築している状況でございます。事業によってはこの地域計画に参加していないと利用できない事業というのも当然発生することも考えられます。逆に全く別でこの地域計画と関係ないというのも当然発生するというふうに考えています。今後この計画もまだ制度として成熟していないことから、まだまだ制度の改正等も行われていくと思います。その辺りも踏まえながら今後も農政推進を図っていきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

個人的な意見を言わせてもらおうと何のためにこの地域計画をしているのか非常に疑問でありますし、小さな農家はなかなかこの地域計画の中に参加してきていないし、農地を全部まとめて大規模農家だけにしていくのかというような考え方も出てくるしですね、簡単に言えば行政の方々も御苦労さまですというような皮肉しか言えないような事業にしか見えないんですけども。その辺は行政としてはどういうふうに捉えてらっしゃいますか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

おっしゃることは重々承知しております。1ページの地域計画、3の地域計画案というところで、目標地図に位置づけるものという形で載せてございますが、ここには認定農業者、認定新規就農者だけではなくて基本構想水準達成者、就農予定者まで含めております。これはどういうことかといいますと、やはり取りあえず国から義務づけられた地域計画を我々が作りまして、参集者を増やしていくためにこういう方々を位置づけているというふうに認識しております。今後この地域計画たるものを地域の農業者の皆さんに浸透させていって、ぜひこの計画に賛同していただいて少しでも耕作放棄地が増えないように我々も誘導していきたいと思っております。我々も暗中模索でやっ

ております。取りあえず最初の年ですので、その辺は委員の皆さんも十分注視していただいて、我々ができることから始めているというふうに認識していただいてですね、お互いに情報共有して地域の耕作放棄地がこれ以上増えないように頑張っていきたいと執行部としては思っているところです。

○副委員長（宮内 博君）

今部長のほうからもありましたけれど、初年度だと、これからどう取り組んでいくのかっていうのは本格的な議論はこれからなんだろうなというふうに思うんだけど。かなりハードルが高いですよ。一筆一筆10年後の農業従事者を、耕作者を記載した目標というのをつくっていかなきゃいけないと。先ほど若干議論をしましたけれど今基幹的農業従事者の平均年齢は68歳ということですよ。10年後はもうこの半分も農業に従事できてないんじゃないのかなというふうに思うんだけど。基本的には圃場整備を完了したところの事業ということになっていますよね。中に認定農業者の方が従事をするということになるわけで。その一つ一つ10年後も耕作できる人というのをどんなふうにつくり上げていくのかというのが一つは展望としてあるんですかね。どっかでありましたように理想の目標地図になるように毎年協議を重ねるということでもありますので、参考資料として示されたこの地図、まだ空白部分もたくさん残っているということになっているんですけど、当然大きなハードルだというふうに思うんですけど。その辺ちょっと御紹介ください。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

10年後の耕作者について目標地図に位置づけるということが基本になっているんですけども、10年後といいますとなかなか長い期間になりますので、全ての農地で耕作者が定められる状況ではないケースもあります。そのようなことから国のほうは、当初、耕作者がなかなか定められない場合は未定という表示でも差し支えないということになっております。話合いの中で、例えばお茶農家の場合、茶が作付されていますと永年作物ですので長期間にわたって営農がされるということで10年後誰が耕作するということで特定できる場合もあるんですけども、なかなか特定ができない場合が未定として当初は目標地図を作成していく箇所もあるということになっております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時53分」

「再 開 午前11時55分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今、この地域計画をつくるということですね。初年度の取組をどうするかということの議論があったんですけど。ここで示されている計画っていうのは認定農業者を対象にした、いわゆる耕作者をいかに増やしていくのかということと相まって計画が進められないとつくることのできない計

画になっていますよね。實際上、私もほんの少しお米つくってるんですけど、全く認定農家ではないわけですけど、市内にはそういう方がたくさんいらっしゃるというところで、実際には圃場整備が完了したところだけではなくて、それ以外の未整備のところもやはり相まっていかに農業を少しでもやってみようかという方たちをいかに増やしていくのかという政策と相まってやっていかないとですね、実際にはなかなか採算が合わないというのが農業だというふうに言われていて、米を作るにしても、作るより買ったほうがずっと安くつくというような状況がここをずっと続いてきている中にありますので、そこの基本的な転換がなければなかなかですよ。実際に農業で生活しているということにはつながらないというふうに思うんですけど。そこと一体となってこういう計画が示されるということにならないと、それこそ現場はまさに疲弊するばかりというふうに思うんですけど、その辺の議論がもっとあってもいいのではないのかなと。またそういうものをぜひ執行部のほうにも示してもらいたいと。国の求めているものだけではなくて霧島市としてどういうふうにしていくのかというですね、その辺をもうちょっとこう展望が開けるような施策を示していただけないものかなというふうに思いますけれどその点で少し議論ができればと思います。

○委員（徳田修和君）

新水道ビジョンのほうですが、審査中にも申し上げましたとおりやはり料金改定のほうは、どうしてもしていかなければならないというところは理解をしたところでございます。やはり市民に分かりやすい説明ができるようにまた資料等の内容も精査しつつ、市民に分かりやすい形で説明ができる体制づくりのほう整えていっていただきたいと求めています。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。次に、本日行いました所管事務調査に係る委員長報告について協議をいたします。霧島市新水道ビジョン（経営戦略）改定について及び霧島市工業用水道事業の今後の方針と経営戦略の改定について及び霧島農業振興地域整備計画について及び農業経営基盤強化促進法に係る地域計画について、委員長報告を行うかどうかをお諮りしたいと思います。意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

委員長報告はしていただきたいと思いますが、その中に水道料金の改定についてですが、水道料金を2回ほど改定予定があるわけですが、この水道料金そのものが、どういう内容の料金になっているかですねそのらも、市民に分かりやすく、広報していただいてですね理解しやすい方策を考えていただきたいというふうに要望しておきます。

○副委員長（宮内 博君）

私も、水道料金の改定の新水道ビジョンの関係についてでありますけれど、計画を見てみると今日新しく示された資料についてはまだまだ熟読をしていかなければいけないというのがあるんです

けれど、収支報告が新しく示されました。これを見てもと実際に前回示されました資料等から見てみてもとですね。いわゆる当年度純利益というのが示されているんですけど、今回約60%の引上げにしなければならなくなったというということですね、説明がされているわけですけど、9月に本委員会で説明があったときには52%ぐらいの引上げ計画だったんですね。まだ半年もたないうちにそれが8%も引上げ率が上昇しているというような、この極めて不安定な中で計画が示されているんじゃないのかっていうのをですね。改めて今日説明を受けて思ったんですけど。それで計画表の、今日示された資料の7ページのところにですね、当年度純利益というのが示されているんですけど、現在の当年度純利益を見てもと現在よりも何億円ですかね、利益率をかなり引き上げる計画で示されているんですよ。そういういわゆる市民の負担を増やす一方で、利益率をかなり引上げていくという計画をそのままは認めていいのかどうかというようなところもありますので、もう少しですね議論しなきゃいけないというふうに思います。前回示された収支計画を見てもとですね、今回修正した計画を見てもと、令和5年度の当年度純利益では4億7,900万円ぐらいの当年度利益になっているのですね、今回示された当年度純利益は、この引上げが行われる令和8年、7億7,400万円なんですよ。3億円も純利益が増えるということになるという計画なんですね。それがずっと落ちることなく令和12年度に8億6,000万円に純利益が増えるということになっています。その後も7億円以上の純利益を確保するというので、現在よりもこの4億円ぐらい純利益が膨れ上がるということになりますから、本当にこれでいいのかどうかということですねもっと議論をしなきゃいけないし、今日委員会の議論の中で有収率の関係で、かなり議論がありましたけど、簡易水道の有収率が61%にとどまっているというですね。ここについてももう少し具体的な計画を持って委員会にも再度説明をしていただく機会を設けていただければなと。そういう点をぜひ委員長報告の中にも生かしていただければと思います。

○委員長（前田幸一君）

ただいま報告をするべきとの御意見でしたがほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので報告することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって報告することに決定をいたしました。それでは、委員長報告に何か付け加える点ということで、今、両方の委員の方からありましたことを委員長報告としてつけ加えさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。それではほかになにかございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 0 時 0 7 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一